

対象者 隣地統合する土地の所有者又は土地所有者の三親等以内の親族
(個人・法人は問いません。)

対象費用 補助金額	補助対象となる費用 (税抜)	補助率	費用×補助率
	①測量及び境界明示費用	1/2	A
	②登記費用	1/2	B
	③不動産取得に係る仲介手数料	1/2	C
	④土地代金	1/10	D

※A～Dの合計 又は100万円のうち、いずれか低い額

- 主な要件**
- 補助を受けるには、敷地を統合する前に申請が必要です。
 - 補助対象地区：西区西戸部町1丁目及び3丁目、中区山元町1丁目及び2丁目
 - 家族間や相続等の取引には使えません。
 - 統合後の土地は、建築基準法上、建物を建てられる敷地にする必要があります。
 - 申請時に狭小敷地や未接道敷地に建物があり、申請後にその建物を解体することが必要です。統合する隣接敷地には、建っていないでも申請可能です。
- ※他にも要件があります。

用語の定義

- ◆狭小敷地：面積が概ね50㎡未満の土地
- ◆未接道敷地：建築基準法・横浜市建築基準条例の接道条件に適合しない敷地
- ◆隣接敷地：狭小敷地又は未接道敷地に接している土地
- ◆隣地統合：狭小敷地若しくは未接道敷地又は隣接敷地を購入し、二筆以上の土地を一体で利用すること

関連する補助制度等 ※詳細は別途お問合せください。

- ◆建築物不燃化推進事業補助
老朽建築物の解体工事費や、準耐火建築物などの耐火性の高い建築物の新築工事費に、それぞれ最大150万円を補助します。
- ◆専門家相談事業(司法書士)
老朽建築物の建替え・解体を検討している所有者に対して、相続・登記や不動産の権利関係の課題解決に向けたアドバイスを司法書士が無料で行います。

隣地統合事業補助

◆補助対象地区 (地区限定の制度です)
・西区西戸部町1丁目、3丁目
・中区山元町1丁目、2丁目

隣の土地を買って
建替えようとする方に
最大100万円まで補助します。

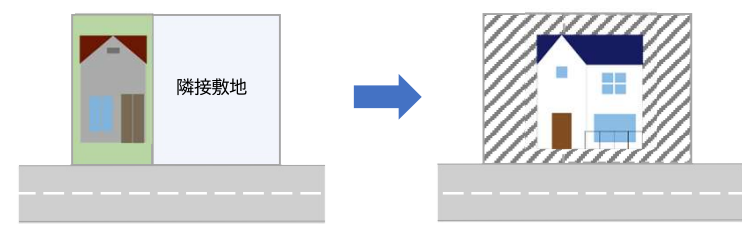
建替えたいけど敷地が狭い…

接道していないとできない…

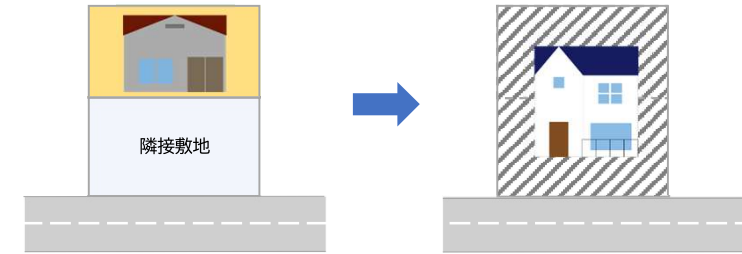


＜対象となる費用＞
測量・登記費用、土地代金、
不動産取得に係る仲介手数料

(50㎡未満)
〈パターン① 狭小敷地〉 狭小な敷地を隣地と統合し、一体利用する場合



(法的に道と離れている)
〈パターン② 未接道敷地〉 未接道な敷地を隣地と統合し、一体利用する場合



➔ 対象となる隣地統合のイメージ例は中面をご参照ください。

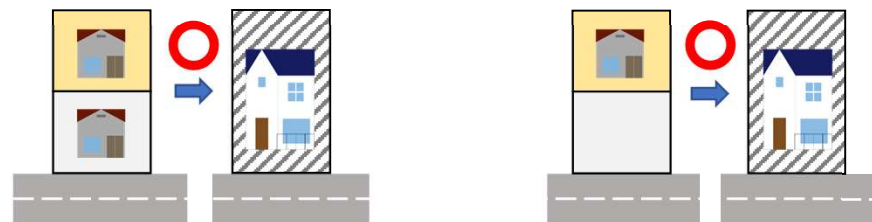
対象となる隣地統合のイメージ例

凡例	狭小敷地	未接道敷地	隣接敷地	統合後
----	------	-------	------	-----

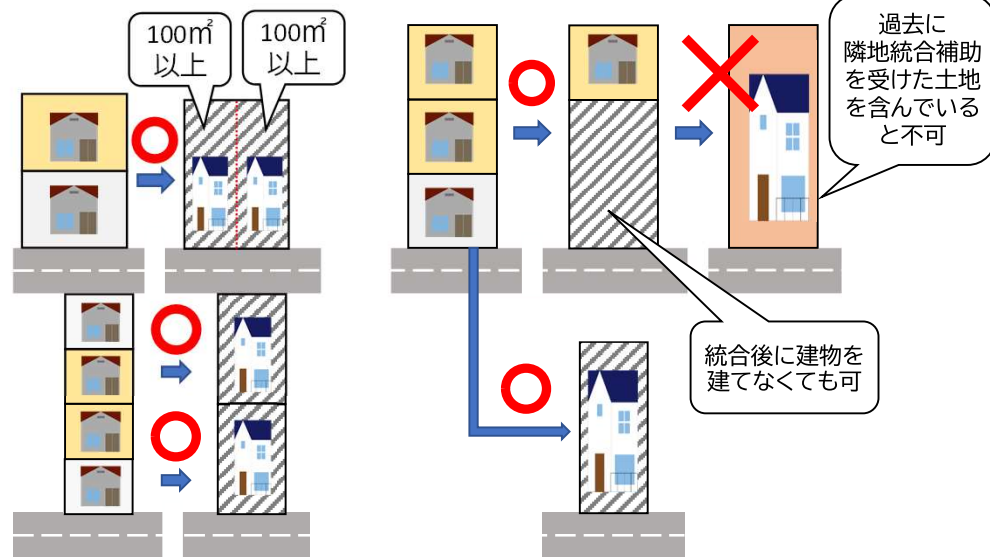
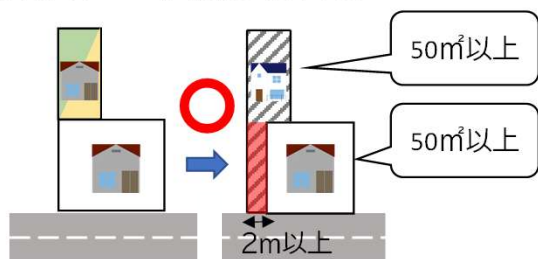
◆狭小敷地の場合◆



◆未接道敷地の場合◆



【狭小かつ未接道敷地】



Q

なぜ隣地統合を勧めているの？

A

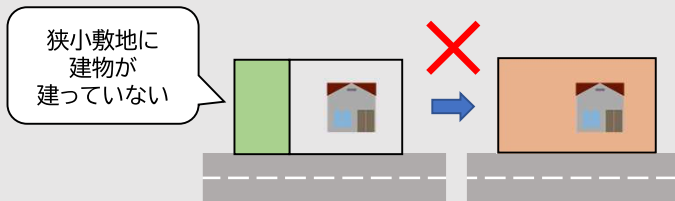
地震時の倒壊や火災のリスクが高い密集市街地で、建替えを促進し、まちを安全にするためです。

(狭小敷地や未接道敷地にある建物は、建替えの意向があっても、法令等により建替えができません。)

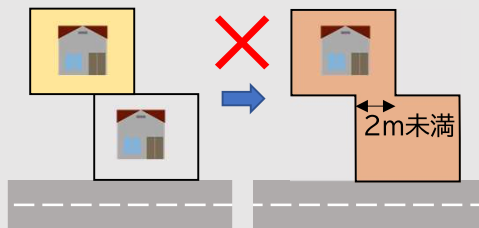


◆対象とならない場合◆

【狭小敷地】



【狭小・未接道いずれの場合も】



【未接道敷地】

